

第7回 聖籠町教育委員会定例会 議事録

日時：令和5年7月20日（木） 9：00～

場所：聖籠町役場3階 第2会議室

委員出席者

近藤朗教育長・佐藤政志委員・佐久間千都委員・高橋真弓委員・高橋恵委員

事務局出席者

須貝教育未来課長・佐藤子ども教育課長・佐藤社会教育課長・渡邊図書館長
牧野係長（書記）

○近藤教育長

<開会宣言>

これより令和5年第7回定例会を開催いたします。

○須貝教育未来課長

<議事録署名委員の指名>

本日の会議録署名委員は佐藤委員にお願いします。<佐藤委員承諾>

○近藤教育長

それでは、私の方から行政報告いたします。

<行政報告>

- ・7月の行政報告
- ・部活動のあり方検討委員会について
- ・まちづくり懇談会について
- ・臨時議会（文化会館冷房施設修繕議決）について
- ・放課後子ども教室のあり方検討委員会について
- ・新潟県市町村教育委員連合会総会について
- ・校園長会配布資料について

簡単ですが、私の方からの報告は以上です。何かご質問等がございますでしょうか。（意見なし）

では、議案の方に入ります。議案第23号 聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、お願いします。

○佐藤子ども教育課長

議案第23号聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○近藤教育長

ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

○佐藤委員

37条の職務内容について、国・県は出していると思うのですが、聖籠町も作ってあるんでしょうか。標準的職務内容について。

○佐藤子ども教育課長

具体的なものについては作っておりません。教育長が定めるという文面を入れなさい、と国は言っていて、その先については各市町村が本来作らなければいけないものであるのですが、とりあえずこの文面について入れようと。今後、具体的な内容については考えていかなければならないものと考えています。

○佐藤委員

そうですね。37条の2も、教育長は、と主語がついていて、定めるものとする。となっているから、教育長は定めなければいけないものですね。それは今後ということですね。わかりました。

2つ目なんですが、第42条にある教育職員とは具体的に誰を指しますか。

○佐藤子ども教育課長

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に設けられている教育職員という形です。これが何なのか、というところが申し訳ありません、具体的に申し上げられない。

○佐藤委員

これが指す教育職員とは、教諭なのか、事務職員なのか、具体が出てくると思うので。はっきりしないと、教育職員というと包括的なので、それでちょっと確認させてもらったのですが。きっと誰かを指していると思うんですね、国が使う言葉なので。

○子ども教育課長

そうですね。すみません、今法律を持っていなくて。その第2条に規定する教育職員を教育職員と位置づけされていますので。

○佐藤委員

そうですね。

○近藤教育長

言葉として、42条の2の一行目にある、委員会は…のところにある教育職員って、教育職員という言葉でいいんですよね？教職員ではなくて。法律の名前どっちだかちょっと忘れてしまったんですけど。

○佐藤子ども教育課長

教育職員ですね。

○近藤教育長

教育職員でしたか。そうすればそこに規定されている職員について、確認の方、ちょっとお願いします。＜事務局確認＞

○佐藤子ども教育課長

よろしいですか、すみません。教育職員とは、義務教育諸学校における校長、かっこ園長含む。副校長、副園長を含む、教諭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師です。

○佐藤委員

わかりました。要は何が聞きたいかって言うと、この定義もそうなんですけど、**給特法の対象は、教育長制らも対象となるんで**、いくら働こうが、定額働かせ放題の対象になるんですけど、事務職員は時間外がたぶん適用されるので、これにはかからない、ということですよ。

○佐藤子ども教育課長

そうですね。

○佐藤委員

事務職員さんはたぶん時間外手当が出るんで、その確認だけさせてもらいたかっただけです。

○近藤教育長

はい、ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。では、議案第23号 聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてはご承認いただけますでしょうか。<はい、の声>ありがとうございます。承認いただきました。このことについては、8月の校園長会でしっかりとお示しして、学校の意識をしっかりと持ってもらうということで進めていきたいと思えます。

続きまして、議案第24号 聖籠町立小中学校における学習用タブレット貸与規程の一部を改正する告示についてをお願いします。

○佐藤子ども教育課長

議案第24号 聖籠町立小中学校における学習用タブレット貸与規程の一部を改正する告示について

○近藤教育長

はい。おわかりになりましたでしょうか。

○佐藤子ども教育課長

実情に合わせて一部改正して、併せて文言整理したというところであります。当初は（事業が）動く前に（この規程を）作っておりますので、実際どのような動きになるのか、どのような問題があるのか、というところがありましたので、そのへんをちょっときれいにさせていただいたというものであります。

○近藤教育長

何かご質問はありますか。

○佐藤委員

単純な確認なんですけど、今の説明でわかると言えばわかるんですけど、前の（議題の）規程のような新旧対照表があるとわかりやすいな、と思うんですけど。

○佐藤子ども教育課長

後程お渡ししたいと思います。作ってはあるので、すみません大変失礼いたしました。

○佐藤委員

この文言より新旧で見た方が分かりやすいかと思うんですけど。

○佐藤子ども教育課長

はい、そうですね。大変申し訳ございませんでした、今用意しています。

<新旧対照表配布>

○高橋(真)委員

第4条第4項の有料アプリとなる場合においては…のところがよくわからないので、教えていただきたいのですが。

○佐藤子ども教育課長

はい。今まで、有料アプリは教育委員会と協議となっておりますが、そもそも、アプリを入れる段階で教育委員会と協議するというように改正するものであります。有料ではなくても、教育委員会を通していただかないで勝手に入れられると困るので、それらをもっと広い範囲に規則上改正させていただいたものであります。

○高橋(真)委員

はい、ありがとうございました。

○近藤教育長

そのほか、いかがですか？よろしいですかね。では、議案第24号 聖籠町立小中学校における学習用タブレット貸与規程の一部を改正する告示についてはご承認いただけますでしょうか。<はい、の声>ありがとうございます。承認いただけました。このことは、情報部会であるとか校園長会で、こういうふうに変更になりましたと周知していく、ということですね。

○佐藤子ども教育課長

はい。

○近藤教育長

保護者にはどのように周知していくのでしょうか。

○佐藤子ども教育課長

保護者には特にお知らせするものではないので、タブレット取り扱いについては夏休み前に昨年も出しているのです。故意ではないにしても、不注意による破損が依然として多い状況があるので、注意してくださいという文書は夏休み前に出す予定にしております。

○近藤教育長

はい。じゃあ夏休み前ということは、今日明日が勝負ということになりますね。

○高橋(真)委員

そこにペンとかも自分で購入してくださいということが書いてある？

○佐藤子ども教育課長

それは一番最初に配った時の文書の中に書いてありますので、あえて今回は触

れていません。

○近藤教育長

よろしいですか？議案の方をこれで終了します。定例報告に入ります。教育未来課長お願いします。

<以下、定例報告要旨>

○須貝教育未来課長

定例報告

- ・実績報告と実施計画について
- ・6月の勤務状況について
- ・令和5年度第1回にいがた学びチャレンジについて
- ・学力安定化授業づくり研修会実施状況について
- ・放課後子ども教室の進捗状況について
- ・聖籠町教育の日の取組について
- ・4月～6月のヒヤリハットについて

○佐藤子ども教育課長

- ・学校給食費の収支状況について

○佐藤社会教育課長

- ・実施報告と実施計画について
- ・社会教育だより掲載内容について

○渡邊図書館長

- ・事業実績及び実施計画について
- ・6月図書館利用状況について

<定例報告に係る主な意見>

- ・生徒指導事案について、何月に何件という全体のデータを見える化したものを示してほしい。

以上を持ちまして、令和5年第7回聖籠町教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり、令和5年第7回定例会の会議録に相違ないことを証明する。

令和5年7月20日

教育長

委員
